

1 議案名

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

民法の一部が改正され、成年年齢が十八歳に引き下げられることに鑑み、「保護者」に係る規定について見直しを行うとともに、徳島県立学校（中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部に限る。）への入学又は徳島県立高等学校総合寄宿舎への入舎を許可された者が提出する誓約書による保証契約の内容の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。

学校教育課

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校総合寄宿舍管理規則の一部改正について

学校教育課

1 改正の理由

令和4年4月1日より、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられることに鑑み、「保護者」に係る規定について見直しを行うとともに、県立学校（中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部に限る。以下同じ。）への入学（編入学及び転入学を含む。）又は総合寄宿舍への入舎を許可された者が提出する誓約書による保証契約の内容の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 徳島県立学校規則（昭和33年徳島県教育委員会規則第3号）の一部改正

① 次のアとイを「保護者等」として定義し、教材選定に係る規定について所要の整理を行うこととする。（第13条関係）

ア 保護者（生徒等に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいない場合は、未成年後見人をいう。）

イ 成年に達している生徒（独立の生計を営む者を除く。）の修学に要する経費を負担する者

② 県立学校への入学を許可された者が提出する誓約書による保証契約については、極度額（※1）を一律に設定することが困難であるものの、債権管理の観点から、法的に可能な範囲内で「保証契約」としての役割を持たす必要がある。そこで、授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）の納付に係る連帯保証については、特定債務保証契約（※2）とするため、その保証内容を特定した新たな様式（「授業料等の納付に関する誓約書」とする。）を設けることとする（対象：高等学校及び中等教育学校の後期課程）。

なお、生徒の身上に関する責任については、従前どおり、誓約書により負うこととする。（第25条、様式第2号、様式第2号の2関係）

（※1）極度額とは、保証人が支払の責任を負う金額の上限をいい、民法（債権法）の改正により、令和2年4月1日から個人根保証契約（個人が一定の範囲に属する不特定の債務を包括的に保証するものをいう。）における極度額の設定が義務化された。

（※2）特定債務保証契約とは、特定の債務に対してのみ保証義務を伴う保証契約のことであり、債務の範囲及び額を特定する必要がある。

③ 休学・復学、退学、転学・転籍及び寄宿舍の入退舎をしようとする際、求めている保護者の連署を保護者等の連署に改めることとする。（第27条、第28条、第30条、第41条関係）

(2) 徳島県立高等学校総合寄宿舍管理規則（昭和41年徳島県教育委員会規則第4号）の一部改正

(1)の①と同様に「保護者等」を定義し、総合寄宿舍への入退舎に係る規定について(1)の③と同様の改正を行うとともに、総合寄宿舍への入舎を許可された者が提出する誓約書による保証契約について(1)の②と同様の改正を行うこととする。

（第5条、第6条、第9条、様式第1号～様式第4号関係）

3 施行期日

令和4年4月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則</p>	<p>課 (室) 名</p> <p>学 校 教 育 課</p>
	<p>担当者名</p> <p>河 野 豊 司</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 一 〇 四</p>
<p>制 定 理 由</p> <p>民法の一部が改正され、成年年齢が十八歳に引き下げられることに鑑み、「保護者」に係る規定について見直しを行うとともに、徳島県立学校（中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部に限る。）への入学又は徳島県立高等学校総合寄宿舎への入舎を許可された者が提出する誓約書による保証契約の内容の適正化を図るため、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あ ら ま し</p> <p>一 授業料及び受講料の納付に関し連帯保証人が負う債務の内容については、授業料等の納付に関する誓約書において定めることとした。</p> <p>二 徳島県立高等学校総合寄宿舎の使用料の納付に関し連帯保証人が負う債務の内容については、使用料の納付に関する誓約書において定めることとした。</p> <p>三 休学及び復学、退学、転学及び転籍並びに寄宿舎の入退舎をしようとするときに求めている保護者の連署を保護者等の連署に改めることとした。</p> <p>四 その他所要の整理を行うこととした。</p> <p>五 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予 算 上 の 措 置</p>	<p>考 備</p>
<p>関 係 法 規</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）</p>	
<p>法 令 審 査 会</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第三号

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則
(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「当たつて」を「当たつて」に、同条第三項中「生徒等」の下に「(生徒、児童及び幼児をいう。以下同じ。)」を加え、「保護者」の下に「(生徒等に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項中「第三項」を「前項」に改める。

第八条第四項中「生徒、児童及び幼児(以下「生徒等」という。)」を「生徒等」に改める。

第十三条中「保護者(生徒等に対して親権を行う者をいう。親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)」を「その生徒又は保護者等(保護者及び成年に達している生徒(独立の生計を営む者を除く。))の修学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)」に改める。

第二十三条の三第五項中「事情の」を「事情が」に改め、同条第九項を削る。

第二十四条中「高等部」の下に「(以下「中学校等」という。)」を加え、「(第二十六条及び第二十八条において「生徒」という。)」を削る。

第二十四条の二第二項中「中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部」を「中学校等」に改める。

第二十五条を次のように改める。

(誓約書)

第二十五条 中学校等へ入学(編入学及び転入学を含む。以下この条において同じ。)

を許可された者は、校長の指定する期日までに、保護者等と連署した誓約書(様式第一号)、住民票の抄本その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

2 保護者等の元から通学できない者が前項の規定により誓約書を提出する場合は、保護者等及び身元引受人と連署しなければならない。

3 前項の身元引受人は、独立の生計を営む成年者で、保護者等に代わつて生徒を指導できる者でなければならない。

4 高等学校へ入学を許可された者及び中等教育学校の後期課程へ在籍することとなる者は、校長の指定する期日までに、連帯保証人と連署した授業料等の納付に関する誓約書(様式第二号の二)を校長に提出しなければならない。

5 第一項の規定により誓約書を提出した者は、当該誓約書に係る次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

一 保護者等

二 身元引受人

6 第四項の規定により授業料等の納付に関する誓約書を提出した者は、当該誓約書に係る次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

一 連帯保証人

二 授業料等の納付に関する誓約書に定める在学期間

7 第一項の規定により誓約書を提出した者及び第四項の規定により授業料等の納付に関する誓約書を提出した者は、保護者等若しくは身元引受人又は連帯保証人がその住所又は氏名を変更したときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第二十七条第一項中「保護者連署の上」を「保護者等と連署の上、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

第二十七条第三項中「保護者連署の上」を「保護者等と連署の上、」に、「願い出なければ」を「願い出て、当該休学の許可の取消しを受けなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

第二十八条中「生徒」を「中学校等の生徒」に、「保護者連署の上」を「保護者等と連署の上、」に、「願い出なければ」を「願い出て、その許可を受けなければ」に改め、「病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

第二十八条に次の一項を加える。

2 前項の場合においてその事由が病気のときは、医師の診断書を添えなければならない。

第三十条第一項中「保護者連署の上」を「保護者等と連署の上、」に、「願い出なければ」を「願い出て、その許可を受けなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

第三十一条第二項中「様式第二号の二の前期課程修了証書」を「前期課程修了証書(様式第二号の三)」に改める。

第三十一条の二第三項中「様式第二号の三の単位認定証明書」を「単位認定証明書(様式第二号の四)」に改める。

第四十一条中「寄宿舎」を「寄宿舎(徳島県立高等学校総合寄宿舎を除く。以下同じ。)」に改め、「又は退舎」及び「(中学校の生徒を除く。)」を削り、「保護者連署の上」を「保護者等と連署の上、」に、「願い出なければ」を「願い出て、その許可

を受けなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとする事ができる。

第四十一条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定により入舎の許可を受けた者が、寄宿舎を退舎しようとするときは、保護者等と連署の上、その旨を校長に届け出なければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとする事ができる。

様式第二号その一を次のように改め、同様式を様式第二号とする。

誓約書

私は、この度貴校への入学を許可されましたので、貴校の規則を堅く守ることを誓います。

本人(自署)

現住所

氏名

年 月 日生

私は、本人に貴校の規則を堅く守らせるとともに、在学中本人の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。

保護者等(自署)

現住所

本人との関係

氏名

身元引受人(自署)

現住所

本人との関係

氏名

年 月 日

徳島県立

学校長 殿

注

- 一 保護者等の元から通学できない者にあつては、「身元引受人」についても署名をすること。
- 一 本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」及び「身元引受人」について署名を要しない。

様式第二号その二を削る。

様式第二号の二を様式第二号の四とする。

様式第二号の二を様式第二号の三とし、同様式の前に次の一様式を加える。

様式第二号の二

（ ）

氏名

性別

本人との関係

職業

住所

電話番号

印

年月日

署名

捺印

授業料等の納付に関する誓約書

本人(自署)

現住所

氏名

私は、本人の在学中(入学(中等教育学校にあつては、後期課程在籍)から
年間に生じた授業料等(徳島県立学校使用料、手数料徴収条例(昭和二十三年
徳島県条例第十三号)第三条第一項の規定により本人が負担する授業料及び受講
料をいう。)の納付について、本人と連帯して保証することを誓います。

連帯保証人(自署)

現住所

本人との関係

氏名

年 月 日

徳島県立

学校長 殿

注 連帯保証人は保護者等とすること。ただし、本人が成年に達し、独立の生計を営
んでいる場合は、この限りでない。

(徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部改正)

第二条 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則(昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「日時に」を「日時までに、保護者等(保護者(生徒に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。)及び成年に達している生徒(独立の生計を営む者を除く。))の修学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)」と連署した」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとするができる。

同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「保護者」を「保護者等」に改め、同号を同条第四号とする。

第六条第一項中「その保護者」を「その保護者等」に改め、同条第三項中「前二項の保護者の住所、氏名等に異動を生じたときは、すみやかに」を「保護者等又は連帯保証人がその住所又は氏名を変更したときは、速やかに、その旨を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の保護者に変更があつたときは新たに保護者となつた者と連署した誓約書を管理者に提出しなければ」を「保護者等、連帯保証人又は使用料の納付に関する誓約書に定める在寮期間に変更があつたときは、速やかに、その旨を管理者に届け出なければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 寄宿舎に入舎を許可された者は、校長の指定する期日までに、連帯保証人と連署した使用料の納付に関する誓約書(様式第三号の二)を管理者に提出しなければならない。

第九条中「ときは、」の下に「保護者等と連署した」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとすることができる。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

寮 入 舎 願

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

出 願 者 現住所

氏名

保 護 者 等 現住所

出願者との関係

氏名

次のとおり 寮に入舎したいので関係書類を添えてお願いします。

1 入舎しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 在学又は在学しようとする学校，課程，学科，学年・年次

学校 制課程 科第 学年・年次

注

- 1 出願者本人が成年に達し，独立の生計を営んでいる場合は，「保護者等」について記入を要しない。
- 2 学年・年次については，3月においては4月からの新学年・年次を記入する。
- 3 新たに，高等学校に入学しようとする者にあつては第1学年・年次と，中等教育学校の後期課程に在籍することとなる者にあつては第4年次と記入する。

様式第2号 (第5条関係)

生 徒 調 書						
入 舎 出 願 者	ふりがな 氏 名				生 年 月 日	
	現 住 所					
	学 校	学校	制課程	科第	学年・年次	
	卒業中学校等	学校	年3月卒業・前期課程修了			
連 絡 先	氏 名	出願者 との関係	電 話 番 号	連絡の優先順位		
				昼間	夜間	
				(自 宅)		
				(携 帯)		
				(職場等)		
	氏 名	出願者 との関係	電 話 番 号	(自 宅)		
				(携 帯)		
				(職場等)		
	氏 名	出願者 との関係	電 話 番 号	(自 宅)		
				(携 帯)		
				(職場等)		
	氏 名	出願者 との関係	電 話 番 号	(自 宅)		
(携 帯)						
(職場等)						
その他参考 となる事項						
上記のとおりです。 年 月 日						
出 願 者 氏名 保護者等 現住所 出願者との関係 氏名						

注

- 1 出願者本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」について記入を要しない。
- 2 連絡先に係る連絡の優先順位は、昼間・夜間別に、できるだけ複数記入すること。

誓 約 書	
年 月 日	
徳島県教育委員会 殿	
私は、この度 寮に入舎を許可されましたので、舎生心得その他寮の規律を堅く守ることを誓います。	
本 人 現住所 (自署) 氏名	
私は、本人が舎生心得その他寮の規律を堅く守り、秩序ある共同生活において親和協調を旨とし、いささかもこれらに違反しないことは勿論、入舎中本人の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。	
保護者等 現住所 (自署) 本人との関係 氏名	

注 本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」について署名を要しない。

様式第3号の2（第6条関係）

使用料の納付に関する誓約書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

本人 現住所
(自署) 氏名

私は、本人の在寮中（入舎から 年間）に生じた使用料（徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和41年徳島県条例第27号）第8条に規定する額）の納付について、本人と連帯して保証することを誓います。

連帯保証人 現住所
(自署) 本人との関係
氏名

注 連帯保証人は保護者等とすること。ただし、本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、この限りでない。

寮 退 舎 届

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

本 人 現住所

氏名

保護者等 現住所

本人との関係

氏名

次のとおり退舎しますから、お届けします。

1 退舎しようとする年月日

年 月 日

2 退舎しようとする理由

3 退舎後の連絡先

注 本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」について署名を要しない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

<p>第1条 この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>第2条 この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p>
<p>第3条 この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>第4条 この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p>
<p>第5条 この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>第6条 この規則は、令和四年四月一日から施行する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 一 授業を行わない期間、学級及び生徒等の数 二 非常震災その他急迫の事情の概要 三 臨時に授業を行わないことを必要と認める事由 	<ul style="list-style-type: none"> 一 授業を行わない期間、学級及び生徒等の数 二 非常震災その他急迫の事情の概要 三 臨時に授業を行わないことを必要と認める事由
<p>(教材の選定)</p> <p>第十三条 校長は、生徒等に使用させる教材について、その生徒又は保護者等（保護者及び成年に達している生徒（独立の生計を営む者を除く。）の修学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担の軽減を考慮して、有益適切なものを選定しなければならない。</p>	<p>(教材の選定)</p> <p>第十三条 校長は、生徒等に使用させる教材について、保護者（生徒等に対して親権を行う者をいう。親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）の経済的負担の軽減を考慮して、有益適切なものを選定しなければならない。</p>
<p>(入学者の選抜等)</p> <p>第二十三条の三 中学校及び中等教育学校の入学は、調査書その他必要な書類、選抜のための適性検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。</p> <p>2 徳島県立しらすぎ中学校の入学は、前項の規定にかかわらず、入学許可申請書その他必要な書類及び面接の結果を資料として行う入学者の審査に基づいて、校長が、これを許可する。</p> <p>3 高等学校及び特別支援学校の高等部の入学は、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下本条中「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。</p> <p>4 前項の入学者の選抜に当たり、学力検査は、特別の事情があるときは、これを行わないことができる。</p> <p>5 第三項の入学者の選抜に当たり、調査書は、特別の事情があるときは、これを入学者の選抜のための資料としないことができる。</p> <p>6 併設型高等学校においては、第三項の規定にかかわらず、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学の選抜を行わないものとする。</p> <p>7 連携型高等学校における入学者の選抜は、第三項の規定にかかわらず、第九条の四第二項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。</p> <p>8 第一項及び第三項の規定によつて、生徒の入学を許可した場合には、校長はその状況を速やかに委員会に報告しなければならない。</p> <p>(削除)</p>	<p>(入学者の選抜等)</p> <p>第二十三条の三 中学校及び中等教育学校の入学は、調査書その他必要な書類、選抜のための適性検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。</p> <p>2 徳島県立しらすぎ中学校の入学は、前項の規定にかかわらず、入学許可申請書その他必要な書類及び面接の結果を資料として行う入学者の審査に基づいて、校長が、これを許可する。</p> <p>3 高等学校及び特別支援学校の高等部の入学は、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下本条中「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が、これを許可する。</p> <p>4 前項の入学者の選抜に当たり、学力検査は、特別の事情があるときは、これを行わないことができる。</p> <p>5 第三項の入学者の選抜に当たり、調査書は、特別の事情のあるときは、これを入学者の選抜のための資料としないことができる。</p> <p>6 併設型高等学校においては、第三項の規定にかかわらず、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学の選抜を行わないものとする。</p> <p>7 連携型高等学校における入学者の選抜は、第三項の規定にかかわらず、第九条の四第二項の規定により編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。</p> <p>8 第一項及び第三項の規定によつて、生徒の入学を許可した場合には、校長はその状況を速やかに委員会に報告しなければならない。</p> <p>9 入学を許可された者は、校長の指定する期日までに、様式第二号による誓約書（以下「誓約書」という。）、住民票の抄本、その他所定の書類を提出しなければならない。</p>
<p>(生徒の募集)</p> <p>第二十四条 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別</p>	<p>(生徒の募集)</p> <p>第二十四条 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別</p>

<p>支援学校の高等部（以下「中学校等」という。）の生徒の募集、出願及び選抜方法については、委員会が別に定める。</p>	<p>支援学校の高等部の生徒（第二十六条及び第二十八条において「生徒」という。）の募集、出願及び選抜方法については、委員会が別に定める。</p>
<p>（編入学） 第二十四条の二 中学校等 においては、校長は、教育上支障がないときは、第一学年の途中又は第二学年以上に生徒の入学を許可することができる。 2 前項の規定により、入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。 3 第二十三条の三（第六項及び第七項を除く。）の規定は、第一項の入学に準用する。</p>	<p>（編入学） 第二十四条の二 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部においては、校長は、教育上支障がないときは、第一学年の途中又は第二学年以上に生徒の入学を許可することができる。 2 前項の規定により、入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。 3 第二十三条の三（第六項及び第七項を除く。）の規定は、第一項の入学に準用する。</p>
<p>（誓約書） 第二十五条 中学校等へ入学（編入学及び転入学を含む。以下この条において同じ。）を許可された者は、校長の指定する期日までに、保護者等と連署した誓約書（様式第二号）、住民票の抄本その他所定の書類を校長に提出しなければならない。 2 保護者等の元から通学できない者が前項の規定により誓約書を提出する場合は、保護者等及び身元引受人と連署しなければならない。 3 前項の身元引受人は、独立の生計を営む成年者で、保護者等に代わって生徒を指導できる者でなければならない。 4 高等学校へ入学を許可された者及び中等教育学校の後期課程へ在籍することとなる者は、校長の指定する期日までに、連帯保証人と連署した授業料等の納付に関する誓約書（様式第二号の二）を校長に提出しなければならない。 5 第一項の規定により誓約書を提出した者は、当該誓約書に係る次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。 一 保護者等 二 身元引受人 6 第四項の規定により授業料等の納付に関する誓約書を提出した者は、当該誓約書に係る次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。 一 連帯保証人 二 授業料等の納付に関する誓約書に定める在学期間 7 第一項の規定により誓約書を提出した者及び第四項の規定により授業料等の納付に関する誓約書を提出した者は、保護者等若しくは身元引受人又は連帯保証人がその住所又は氏名を変更したときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。</p>	<p>（保証人） 第二十五条 保護者のもとから通学できないものは、保証人を定めて、校長に届け出なければならない。 2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、保護者にかわって生徒を指導できる者でなければならない。</p>

<p>第二十六条 削除</p>	<p>(保護者又は保証人の変更)</p> <p>第二十六条 保護者又は保証人を変更したときは、生徒は改めて誓約書を差し出さなければならない。</p> <p>2 保護者又は保証人に住所、氏名等に異動があつたときは、生徒は、速やかに校長に届け出なければならない。</p>
<p>(休学及び復学)</p> <p>第二十七条 徳島県立しらさき中学校の生徒(学齢を経過した者に限る。第三十六条第二項において同じ。)並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒は、病気その他の事由により引き続き一月以上出席しがたいときは、あらかじめその期間を定めて、保護者等と連署の上、校長に休学を願ひ出ることができる。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとする。ことができる。</p> <p>2 校長は、前項の規定による願ひ出があつたときは、一年以内の休学を許可することができる。ただし、校長が特に必要と認めるときは、所定の手続を経て更に一年を限度として延長することができる。</p> <p>3 休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者等と連署の上、校長に願ひ出て、当該休学の許可の取消しを受けなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとする。ことができる。</p> <p>4 前二項及び第三項の場合においてその事由が病気のときは、医師の診断書を添えなければならない。</p>	<p>(休学及び復学)</p> <p>第二十七条 徳島県立しらさき中学校の生徒(学齢を経過した者に限る。第三十六条第二項において同じ。)並びに高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒は、病気その他の事由により引き続き一月以上出席しがたいときは、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上、校長に休学を願ひ出ることができる。</p> <p>2 校長は、前項の規定による願ひ出があつたときは、一年以内の休学を許可することができる。ただし、校長が特に必要と認めるときは、所定の手続を経て更に一年を限度として延長することができる。</p> <p>3 休学中の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者連署の上、校長に願ひ出なければならない。</p> <p>4 前二項及び第三項の場合においてその事由が病気のときは、医師の診断書を添えなければならない。</p>
<p>(退学)</p> <p>第二十八条 中学校等の生徒が退学しようとするときは、その事由を記して保護者等と連署の上、校長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとする。ことができる。</p> <p>2 前項の場合においてその事由が病気のときは、医師の診断書を添えなければならない。</p>	<p>(退学)</p> <p>第二十八条 生徒が退学しようとするときは、その事由を記して保護者連署の上、校長に願ひ出なければならない。病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。</p>
<p>(転学及び転籍)</p> <p>第三十条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒が転学又は転籍しようとする場合には、その事由を記して保護者等と連署の上、校長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとする。ことができる。</p> <p>2 前項の願ひ出があつたときは、校長は、その事由を具し生徒の在学証明書その他必要な書類を、転学先校長に送付しなければならない。</p>	<p>(転学及び転籍)</p> <p>第三十条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒が転学又は転籍しようとする場合には、その事由を記して保護者連署の上、校長に願ひ出なければならない。</p> <p>2 前項の願ひ出があつたときは、校長は、その事由を具し生徒の在学証明書その他必要な書類を、転学先校長に送付しなければならない。</p>

- 3 前項の書類の送付を受けたとき又は転籍を希望する生徒があるときは、校長は、選考の上履修した単位に応じて相当学年に転入を許可することができる。
- 4 前項の規定により、転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた学校の校長に、その旨を通知しなければならない。通知を受けた校長は、速やかにその作成にかかる当該生徒の指導要録の写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び進学の場合に送付された指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、転学先校長に送付しなければならない。
- 5 転籍の時期は、第二学年の始めとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

- 3 前項の書類の送付を受けたとき又は転籍を希望する生徒があるときは、校長は、選考の上履修した単位に応じて相当学年に転入を許可することができる。
- 4 前項の規定により、転学を許可した場合には、その生徒の従前在学していた学校の校長に、その旨を通知しなければならない。通知を受けた校長は、速やかにその作成にかかる当該生徒の指導要録の写し（転学してきた生徒については、転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び進学の場合に送付された指導要録の抄本又は写し、健康診断票及び歯の検査票を、転学先校長に送付しなければならない。
- 5 転籍の時期は、第二学年の始めとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(課程の修了)

第三十一条 中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部においては、校長は、生徒及び児童の各学年における平素の成績を評価して、相当と認めるときには、その学年について所要の課程を修了したことを認定する。

(課程の修了)

第三十一条 中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部においては、校長は、生徒及び児童の各学年における平素の成績を評価して、相当と認めるときには、その学年について所要の課程を修了したことを認定する。

- 2 校長は、中等教育学校の前期課程を修了した者から請求のあつたときは、前期課程修了証書（様式第二号の三）を授与するものとする。

- 2 校長は、中等教育学校の前期課程を修了した者から請求のあつたときは、様式第二号の二の前期課程修了証書を授与するものとする。

(単位の認定)

第三十一条の二 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒が指導計画に従つて各教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が、教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合並びに生徒が指導計画に従つて総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間において履修し、当該学年におけるその成果が、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、校長は、当該学年の学年末において、その各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間について所定の単位を修得したことを認定する。ただし、特に必要がある場合には、単位修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(単位の認定)

第三十一条の二 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒が指導計画に従つて各教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が、教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合並びに生徒が指導計画に従つて総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間において履修し、当該学年におけるその成果が、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、校長は、当該学年の学年末において、その各教科・科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間について所定の単位を修得したことを認定する。ただし、特に必要がある場合には、単位修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

- 2 校長は、生徒のうち当該学年において修得したことを認定された単位が所定の単位数に著しく不足するものについて、当該学年の科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間を再履修させることができる。
- 3 校長は、単位を修得した者から請求のあつたときは、単位認定証明書（様式第二号の四）を授与するものとする。

- 2 校長は、生徒のうち当該学年において修得したことを認定された単位が所定の単位数に著しく不足するものについて、当該学年の科目、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間を再履修させることができる。
- 3 校長は、単位を修得した者から請求のあつたときは、様式第二号の三の単位認定証明書を授与するものとする。

(寄宿舎の入退舎)

第四十一条 寄宿舎（徳島県立高等学校総合寄宿舎を除く。以下同じ。）に入舎を希望する者

(寄宿舎の入退舎)

第四十一条 寄宿舎に入舎又は退舎を希望する者（中学

は、保護者等と連署の上、校長に
願い出て、その許可を受けなければならない。ただし
校長が特別の事情があると認めるときは、保護者等
の連署を要しないものとするができる。

2) 前項の規定により入舎の許可を受けた者が、寄宿舎
を退舎しようとするときは、保護者等と連署の上、そ
の旨を校長に届け出なければならない。ただし、校長
が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署
を要しないものとするができる。

校の生徒を除く。)は、保護者連署の上、校長に
願い出なければ ならない。

改正案	現行
<p>(入舎の手続)</p> <p>第五条 寄宿舎に入舎しようとする者は、前条第二項の規定により定められた日時までに、保護者等（保護者（生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）及び成年に達している生徒（独立の生計を営む者を除く。）の修学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）と連署した入舎願（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、保護者等の連署を要しないものとするができる。</p> <p>一 生徒調書（様式第二号）</p> <p>二 高等学校又は中等教育学校の在学証明書。ただし、新たに高等学校に入学しようとする者にあつては、高等学校合格証明書</p> <p>(削除)</p> <p>三 健康診断書</p> <p>四 保護者等及び本人の住民票の抄本</p>	<p>(入舎の手続)</p> <p>第五条 寄宿舎に入舎しようとする者は、前条第二項の規定により定められた日時に</p> <p>入舎願（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。</p> <p>一 生徒調書（様式第二号）</p> <p>二 高等学校又は中等教育学校の在学証明書。ただし、新たに高等学校に入学しようとする者にあつては、高等学校合格証明書</p> <p>三 高等学校在学中の学業成績証明書（新たに高等学校に入学しようとする者その他高等学校在学中の学業成績証明書の交付を受けることができない者にあつては、卒業した中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は修了した中等教育学校の前期課程における最終の学業成績証明書）又は中等教育学校在学中の学業成績証明書</p> <p>四 健康診断書</p> <p>五 保護者及び本人の住民票の抄本</p>
<p>(誓約書の提出等)</p> <p>第六条 寄宿舎に入舎を許可された者は、入舎の日までにその保護者等と連署した誓約書（様式第三号）を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 寄宿舎に入舎を許可された者は、校長の指定する期日までに、連帯保証人と連署した使用料の納付に関する誓約書（様式第三号の二）を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 舎生は、保護者等、連帯保証人又は使用料の納付に関する誓約書に定める在寮期間に変更があつたときは、速やかに、その旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>4 舎生は、保護者等又は連帯保証人がその住所又は氏名を変更したときは、速やかに、その旨を管理者に届け出なければならない。</p>	<p>(誓約書の提出等)</p> <p>第六条 寄宿舎に入舎を許可された者は、入舎の日までにその保護者と連署した誓約書（様式第三号）を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 舎生は、前項の保護者に変更があつたときは新たに保護者となつた者と連署した誓約書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 舎生は、前二項の保護者の住所、氏名等に異動を生じたときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。</p>
<p>(退舎届)</p> <p>第九条 舎生は、寄宿舎を退舎しようとするときは、保護者等と連署した退舎届（様式第四号）を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特別の事情</p>	<p>(退舎届)</p> <p>第九条 舎生は、寄宿舎を退舎しようとするときは、退舎届（様式第四号）を管理者に提出しなければならない。</p>

があることを認めれば、保護者等の同意を要しないものとする。ただし、

(改正案)

様式第二号(第二十五条関係)

誓約書

私は、この度貴校への入学を許可されましたので、貴校の規則を堅く守ることを誓います。

本人(自署)
現住所
氏名

年 月 日生

私は、本人に貴校の規則を堅く守らせるとともに、在学中本人の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。

保護者等(自署)
現住所
本人との関係
氏名

身元引受人(自署)
現住所
本人との関係
氏名

年 月 日

徳島県立 学校長 殿

注

- 一 保護者等の元から通学できない者にあつては、「身元引受人」についても署名をすること。
- 二 本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」及び「身元引受人」について署名を要しない。

(現行)

様式第二号(第二十三条の三関係) 其一

誓約書

右の者はこの度貴校へ入学を許可せられましたので本人が学校の規則を堅く守ることは勿論在学中本人の身上に関する一切のことは保護者(保証人)において引き受けることを誓います。

現住所
氏名

年 月 日生

年 月 日

本人 氏名

保護者 氏名

統柄 氏名

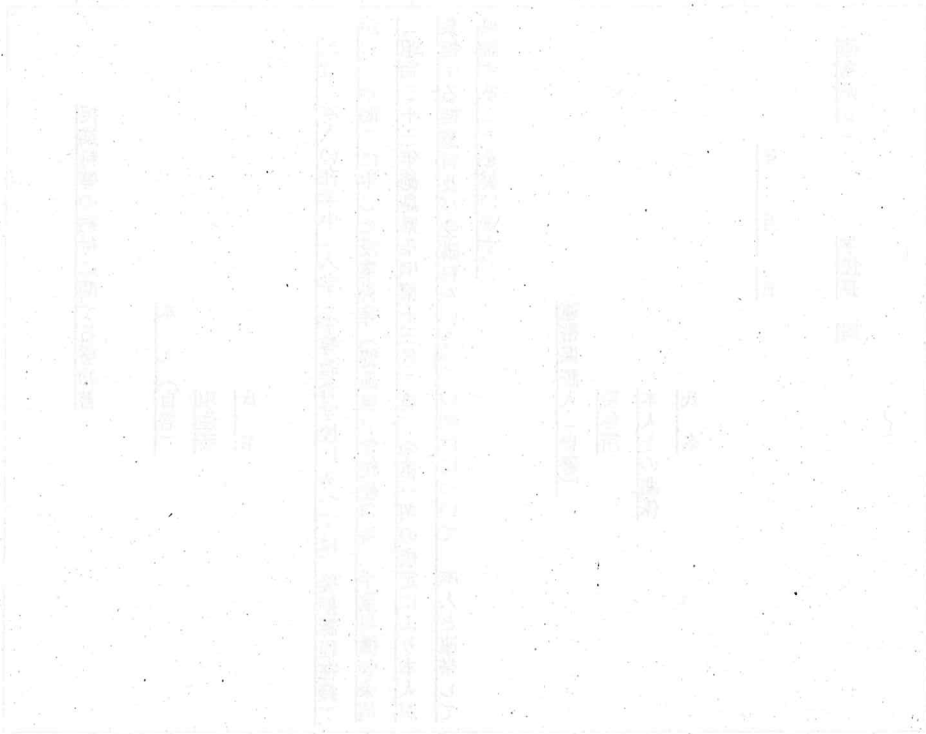
保証人 氏名

現住所 氏名

徳島県立 学校長 殿

注 この様式は、中学校又は特別支援学校の高等部に提出する場合に使用する。

(削除)



様式第二号その二(第二十三条の三関係)

誓約書

私は、この度貴校へ入学を許可されましたので、貴校の規則を堅く守ることを誓います。

本人

現住所

氏名
年月日生

私は、本人に貴校の規則を堅く守らせることは勿論、在学中本人の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。また、授業料又は受講料の支払については、本人と連帯保証します。

保護者

現住所

続柄氏名

私は、本人に貴校の規則を堅く守らせることは勿論、在学中本人の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。

保証人

現住所

氏名

年月日

徳島県立 学校長 殿

注 この様式は、高等学校及び中等教育学校に提出する場合に使用するものと。

(改正案)

様式第二号の二(第二十五条関係)

授業料等の納付に関する誓約書

本人(自署)

現住所

氏名

私は、本人の在学中(入学(中等教育学校にあつては、後期課程在籍)から年間)に生じた授業料等(徳島県立学校使用料、手数料徴収条例(昭和二十三年徳島県条例第十三号)第三条第一項の規定により本人が負担する授業料及び受講料をいう。)の納付について、本人と連帯して保証することを誓います。

連帯保証人(自署)

現住所

本人との関係

氏名

年 月 日

徳島県立

学校長 殿

注 連帯保証人は保護者等とすること。ただし、本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、この限りでない。

(現行)

(新設)

(改正案)

様式第二号の三(第三十一条関係)

(略)

様式第二号の四(第三十一条の二関係)

(略)

(現行)

様式第二号の二(第三十一条関係)

(略)

様式第二号の三(第三十一条の二関係)

(略)

寮 入 舎 願

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

出 願 者 現住所

氏名

保 護 者 等 現住所

出 願 者 之 間 の 関 係

氏名

次のとおり 寮に入舎したいので関係書類を添えてお願いいたします。

1 入舎しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 在学又は在学しようとする学校、課程、学科、学年・年次

学校 制課程 科第 学年・年次

寮 入 舎 願

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

出 願 者 住 所

氏名

保 護 者 住 所

氏名

次のとおり 寮に入舎したいので関係書類を添えてお願いいたします。

1 入舎しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 在学または在学しようとする学校、課程、学科、学年

学校 制課程 科第 学年

注

- 1 学年については、3月においては4月に進級する新学年を記入する。
- 2 新たに高等学校に入学しようとする者にあつては第1学年と記入する。

注 1 出願者本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」について記入を要しない。

2 学年・年次については、3月においては4月からの新学年・年次を記入する。

3 新たに、高等学校に入学しようとする者にあつては第1学年・年次と、中等教育学校の後期課程に在籍することとなる者にあつては第4年次と記入する。

生徒調書			
ふりがな氏	住所	生年月日	
現住所	学校	制課程	科第 学年・年次
卒業中学校等	学校	年3月卒業・前期課程修了	年3月卒業予定
氏名	出願者との関係	電話番号	連絡の優先順位
			昼間
			夜間
			(自毛)
			(携 帯)
			(職場等)
連絡先	その他参考となる事項	氏名	出願者
			現住所
			出願者等
			出願者との関係
			(自毛)
			(携 帯)
その他参考となる事項	上記のとおりです。	年	月
			日
			出願者
			氏名
			現住所
			出願者との関係

注 1 出願者本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」について記入を要しない。
 2 連絡先に係る連絡の優先順位は、昼間・夜間別に、できるだけ複数記入すること。

生徒調書			
ふりがな氏	住所	生年月日	
現住所	学校	制課程	科第 学年
卒業中学校等	学校	年3月卒業・前期課程修了	年3月卒業予定
氏名	年齢	氏名	同居別居の別
			昼間
			夜間
			(自毛)
			(携 帯)
			(職場等)
その他参考となる事項	上記のとおりです。	年	月
			日
			出願者
			氏名
			現住所
			出願者との関係

(新設)

誓約書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

私は、この度 寮に入舎を許可されましたので、會生心得その他寮の規律を堅く守ることを誓います。

本人 現住所
(自署) 氏名

私は、本人が會生心得その他寮の規律を堅く守り、秩序ある共同生活において親和協調を旨とし、いささかもこれらに違反しないことは勿論、入會中本人の身上に関する一切の責任を引き受けることを誓います。

保護者等 現住所
(自署) 本人との関係
氏名

注 本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」について署名を要しない。

誓約書

年 月 日

徳島県教育委員会殿

本人 住所

氏名

保護者 住所

氏名

このたび 寮に入舎を許可されましたので本人が會生心得その他寮の規律を固く守り、秩序ある共同生活において親和協調を旨とし、いささかもこれらに違反しないことは勿論、入會中本人の身上に関する一切のことは、保護者 において引き受けることを誓います。

(新設)

使用料の納付に関する誓約書

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

本人 現住所
(自署) 氏名

私は、本人の在学中(入舎から 年間)に生じた使用料(徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例(昭和41年徳島県条例第27号)第8条に規定する額)の納付について、本人と連帯して保証することを誓います。

連帯保証人 現住所
(自署) 本人との関係
氏名

注 連帯保証人は保護者等とすること。ただし、本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、この限りでない。

寮 退 舎 届

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

本 人 現住所
氏名

保護者等 現住所
本人との関係
氏名

退舎しようとする年月日

年 月 日

退舎しようとする理由

3 退舎後の連絡先

注 本人が成年に達し、独立の生計を営んでいる場合は、「保護者等」について署名を要しない。

寮 退 舎 届

年 月 日

徳島県教育委員会 殿

住所
氏名

退舎しようとする年月日

年 月 日

退舎しようとする理由

3 退舎後の連絡先

(新設)